

重信川サイクリングロード民間活力促進助成金の概要

1. 目的

この助成金は、重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会が、重信川サイクリングロード及びその周辺地域において、民間団体等が実施するサイクリングロードを利用した活動に係る経費を助成することにより、サイクリングの裾野拡大と周辺地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 助成対象者

- (1) 実行委員会を構成する市町（松山市、東温市、松前町、砥部町）に所在地を有する民間団体若しくは民間企業等（以下「団体等」という。）。
- (2) 関係市町に所在地を有しない民間団体若しくは民間企業で、会長が特に必要と認めたもの。

3. 助成対象事業

- (1) サイクリングロードでのサイクリングと合わせて行う活動で、①又は②に該当するもの。
 - ① 公募により参加者を募って実施するイベントで、新たな楽しみ方を創出するもの。
《例》自然観察会＋サイクリング、史跡巡り＋サイクリング、グルメサイクリング
 - ② 老人クラブや子ども会など、地域を基盤とした団体等が実施するイベントで、第1条の趣旨に沿うと認められるもの。
《例》健康増進を目指した敬老会のお花見サイクリング、子供会の自転車安全教室と走行練習
- (2) (1) にかかわらず、会長が本事業の趣旨に沿うと認める事業は、助成対象とすることができる。
《例》重信川サイクリングロード周辺で開催するサイクリングイベント

4. 助成対象経費

助成金の対象となる経費は以下のとおり

①講師謝金	1人あたり1時間6,000円を上限とする
②講師旅費	自家用車利用の場合は、移動距離×16円/kmを上限とする。
③印刷製本費	コピー代、チラシ等の作成代
④資料購入費	参考文献等の購入費
⑤通信運搬費	切手代、送料など
⑥使用料	自転車レンタル料、公園等の使用料など
⑦消耗品費	ペンや紙など消耗するもので、備品に当たらないもの
⑧保険料	イベント等の自転車保険など
⑨その他会長が特に認めるもの	《例》イベント時の飲み物代（1人1本のペットボトル購入など、常識の範囲内）

※原則として備品は対象外《例》スポーツサイクル、デジカメなど

5. 助成金額

1 団体等あたり 5 万円が上限

6. 申請受付期限

令和 3 年 4 月 30 日（金）から令和 3 年 5 月 28 日（金）まで
（以後、予算の状況により、追加募集を行う場合があります。）

7. 助成対象事業の実施期間

助成金の交付決定日から令和 4 年 3 月 31 日まで

8. 申請の流れ

【団体等】⇒【委員（各市町）※】⇒【会長（事務局）】

※団体等の所在地を区域とする又は、活動予定場所を区域とする市町

【委員（各市町）】

- 申請書類の記載漏れ、添付漏れの確認と申請の指導
 - ・必要書類の有無を確認し、愛媛県中予地方局地域政策課まで送付
（申請時は、申請内容に意見を添えて送付）

【県】

- 事業者の決定と決定通知等発出
 - ・各種申請が提出された場合、速やかに内容を審査し、承認する場合は各種決定通知書を団体等に送付
 - ※事業報告、請求まで同様の流れ

9. 助成金の交付

団体等からの請求があった場合、受付の日から 15 日以内に支払い